

## 地 域 再 生 計 画

### 1 地域再生計画の名称

城と湖と緑のまち・彦根再生計画  
～持続可能なまちづくりによる地域固有のまちなみ再生～

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

彦根市

### 3 地域再生計画の区域

彦根市の区域の一部（城周辺地区）

### 4 地域再生計画の目標

#### [地域特性]

本地域は、日本一の大きさを誇る琵琶湖の東岸に位置しており、三重・岐阜県境にそびえる緑豊かな鈴鹿山脈を源とする芹川、犬上川、宇曾川、愛知川などの河川によって、肥沃な穀倉地帯を形成している。また、古くから京阪神・東海・北陸を結ぶ中山道や北国街道が通り、琵琶湖に面する地の利を活かした水運も発展し、湖東地域の交通の要衝として発展を遂げてきた。

そのため、本地域は歴史上重要な扱いを受けてきた。桃山時代には、太閤秀吉の腹心である石田三成が佐和山城主としてこの地を治めている。関ヶ原の合戦後は、徳川四天王として名高い井伊直政がこの地に入った。その二代目直孝の代に彦根山（金亀山）に彦根城が築城され、井伊家 35 万石城下町として発展する今日の基が築かれた。現在も城下町当時の骨格が色濃く残り、武家屋敷や足軽屋敷、町家がまちなみのいたる所に見られ、国宝の彦根城天

守とともに、譜代大名筆頭であった井伊氏の勢威を偲ばれるものとなっている。

#### [ 地域の課題 ]

このように、順調な発展を遂げてきた本市であったが、近年はいくつかの課題を抱えている。古い歴史的建築物が残っていることから、災害対策や道の拡幅といった都市計画はできず、建物自体の老朽化がさらに進むことによって、地震に対し、非常に脆弱なものとなっている。そして、危険かつ不便であるため人口の郊外流出が起り、中心市街地は空洞化している。中心市街地には、郊外へと移住しがたい高齢者が多くなり、ただでさえ困難な古い建築物の維持管理はままならず、老朽化がさらにひどくなるという悪循環が起きている。

#### [ 課題への対応 ]

本市の魅力は、城下町を領域（テリトリー）とし、彦根城を核（コア）に近世以来の町並みを残した中心市街地（サテライト）にある。そのため、中心市街地が空洞化しつつある現状に対して、積極的に対応している。その対応策の一つが、「城と湖と緑のまち彦根」である。これは民・産・学・官が一体となった取り組みである。景観法に基づく景観計画において彦根城周辺地域を歴史景観形成地域として位置付けて、自然環境の保全と古い町並みの保存に配慮したまちづくりを行っていくことで、伝統的要素と現代的要素を調和させた活気のある地域へと発展させていくことを目的に行おうとするものである。

景観を守るだけでなく、町の防災力を高めることも必要である。本市は、中心市街地における「防災・耐震・まちづくりフォーラム」の設立活動でそれに対応する。中心市街地の住民に対する、防災・減災のための啓発活動を行い、特に懸念される地震対策として耐震補強への意識を高める。

そして、中心市街地の個々の建築物への対応と、防災・減災対策の実行のため、まちなみ景観を支える基盤づくりに取り組む。

これらの取り組みの効果を高めるため、地域再生支援措置を活用する。地域に密着し、多様な技術や知識を持っているNPOがすでに活動を始めている。その活動を支援することで、本市が行

う各種取り組みを本格化させる先鞭をつける。また、支援措置の効果を高めるために、産・学・官が協働した地域特性を活かした体制の整備をすすめる。それぞれの対応策に積極的にかかわるため当該地における「景観協議会」の設立を推進する。

このような体制のもと、地域と一体となり、歴史的景観の維持および保全と「安全」「安心」なまちづくり、さらには世界文化遺産登録を進め、地域固有のまちづくりを目指す。

[地域再生計画の目標]

今回の取り組みにおいて、以下のことについて達成することを目標とする。

(1) 防災・耐震・まちづくりフォーラムへの参加者数（単位：人）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
参加者数	30	40	40	40	50

(2) 歴史的建造物の耐震相談の件数（単位：件）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
相談件数	10	10	10	10	10

(3) 耐震補強された歴史的建造物（景観重要建造物）の指定数

（彦根市指定 担当部局：都市建設部都市計画課）（単位：件）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
指定件数	0	2	2	2	2

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

彦根城を中心とする藩政時代以来の歴史的な建築物や町割りは、中心市街地の空洞化により、老朽化が進み問題となっている。本市の魅力である中心市街地の歴史的景観を守るため、「城と湖と緑のまち彦根」の施策を行っている。その一環として、防災対策を主眼とした取り組みを行う。

本市には既に防災対策に取り組むNPOがあるので、その活動を支援する。また、NPOの活動を効果的にするため産・学・官による協働体制の整備を図る。これを基礎とする、民・産・学・官一体で行う「景観協議会」の設立を推進する。

## 5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

該当無し

## 5-3 その他の事業

### 5-3-1 基本方針に基づく支援措置による取り組み

#### ・【G2001】地域再生に資するNPO等の活動支援

(実施主体) 特定非営利活動法人彦根景観フォーラム

#### (1) 地域の現状・ニーズを把握するための調査事業

木造伝統工法等の耐震化の住民ニーズと現況調査

#### (2) 協働事業の評価基準策定のための研究事業

耐震化に関する評価基準策定のための研究会の開催

#### (3) 協働事業を推進するための情報発信事業

ワークショップ形式の耐震方法の学習会の開催

耐震診断・耐震設計・耐震工事の検証システムについて  
情報発信

### 5-3-2 支援事業によらない独自の取り組み

地域再生支援措置による活動の効果を高めるため、以下の取り組みを行う。

#### ・「防災・耐震・まちづくりフォーラム」の開催

中心市街地の住民に対する、防災・減災のための啓発活動を行い、特に懸念される地震対策として耐震補強への意識を高める。

#### ・歴史的建造物の耐震相談

中心市街地の歴史的建造物における個別の問題に対応するために、耐震相談窓口を設立する。

・歴史的建造物（景観重要建造物）の耐震補強推進事業

景観に重大な影響をもつ歴史的建造物については、重点的な保護を行っていく。また、耐震補強が進められるよう積極的に指導を行う。

6 計画期間

認定の日から平成23年3月末まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

本市では、地域再生計画の目標に示す目標値に照らしながら、その達成状況について状況調査・分析、評価、改善の再検討を行うことにより、今後設立する景観協議会の活動に反映させる。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし